

## 健康保険に加入された皆様へ

社会保険適用      健康保険      厚生年金      雇用保険

あなたは、当社で平成 年 月 日(資格取得日)から社会保険の適用となります。

○資格取得日以降は、保険証を受け取る前でもこれまでの保険証は使えません。

○保険証を受け取ったら、速やかに今まで加入されていた健康保険の脱退手続きをしてください。

～脱退手続きに必要なもの(出雲市国民健康保険の場合)～

- ①国民健康保険被保険者証
- ②新しい保険証
- ③世帯主及び該当の方の個人番号カードまたは通知カード
- ④来庁される方の本人確認ができるもの(運転免許証など)

※被扶養者がおられる場合は、全員の①、②、③が必要

※資格取得日以降、新しい保険証が届くまでにこれまでの保険証で受診された場合には、

受診された医療機関に早めに連絡し、新しい保険証を提示してください。

※手続きは同居世帯の方でもできます。各支所国保担当課でも承ります。

※平日(8:30～17:15)に市役所に行けない方は郵送での手続きも可能です。

下記の用紙を切り取って、お使いください。

出雲市 保険年金課 Tel 21-6982

( き り と り 線 )

<p><b>郵送用添付書類チェックリスト</b></p> <p>郵送で手続きをされる場合は、この用紙にご記入のうえ、同封してください(右部分は宛名としてお使いください)。</p> <p>〈添付書類〉</p> <p><input type="checkbox"/> 職場の保険証の写し(扶養がいる場合は全員分)</p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(扶養がいる場合は全員分)</p> <p>〈郵送者〉</p> <p>氏名 [ ]</p> <p>住所 [ ]</p> <p>電話番号 [ ]</p> <p>個人番号 [ ]</p> <p>※保険料の説明等のため、お電話させていただくことがあります。</p>	<p>〒693-8530</p> <p>島根県出雲市今市町70</p> <p>出雲市役所 保険年金課</p> <p>国保資格担当者 行</p>
--	---